（その１）

注意 (1) この表紙に記載する内容は、事務担当者の欄を除き、政治団体に関して届け出た内容と一致すること。
(2) 記載した内容を訂正する場合は、会計責任者の押印が必要です。
(3) 提出にあたっては、記載されたページのみ提出してください。

千葉県選挙管理委員会 26.5.29 千選管第 号

収支報告書

（平成 25 年分）

※該当する区分に「✓」を付すこと。

政治団体の区分

- ☐ 政党の支部
- ☐ 政　党
- ☑ その他の政治団体（後援会等）
- ☐ 政治資金団体
- ☐ その他の政治団体の支部
- ☐ 政治資金規正法第18条の2第１項の規定による政治団体

（ふりがな）（おくのそういちろうこうえんかい）

1 政治団体の名称 おくの総一郎後援会

2 主たる事務所の所在地 佐倉市西志津1-20-4

3 代表者の氏名 奥野 總一郎

4 会計責任者の氏名 中野あかね

活動区域の区分

- ☐ ２以上の都道府県の区域等
- ☑ 同一の都道府県の区域内

事務担当者の氏名

中野 あかね

（電話） 043-254-2768

国会議員関係政治団体の区分

（政治資金規正法第１９条の７第１項）

- ☑ 第１号に係る国会議員関係政治団体
- ☑ 第２号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名 奥野 總一郎

公職の種類（現職・候補者の別） 衆議院議員 現職

資金管理団体の指定の有無

- ☐ 無
- ☑ 有

（以下　指定有の場合のみ記載）

公職の種類（現職・候補者の別） 衆議院議員 現職

資金管理団体の届出をした者の氏名 奥野総一郎

【留意事項】
国会議員関係政治団体については，1万円を超える支出を記載し，コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお，すべての領収書を保管すること。

国会議員関係政治団体に関する例の適用期間

- ☑ 1年を通じて適用
- ☐ 対象年の途中での適用の異動あり

（異動ありの場合のみ以下を記入）

＿＿＿＿ から ＿＿＿＿ まで

資金管理団体の指定の期間

- ☑ 1年を通じて適用
- ☐ 対象年の途中での適用の異動あり

（異動ありの場合のみ以下を記入）

＿＿＿＿ から ＿＿＿＿ まで

処理欄（下欄には何も記載しないこと）

団体コード	年分	異動	表番	行番	届出年月日
3665700	25	1	01000	0000	260529

異動

1	新規
2	修正
3	取消

整理番号	翌年への繰越金
	¥12,223

(H21.11/2,600)

10 13
0200
（その２）

収支の状況

注意：収支がない団体にあっても、本表0200と表1600及び（その18）宣誓書は提出しなければならない。

全団体必要

１．収支の総括表

					十億	百万	千	円
(1) 収入総額 （①＋②）	0	1	0			7	747,142	
① （前年からの繰越額）	0	2	0				196,260	
② （本年の収入額＝ A＋B＋C＋D＋E＋F＋G）	0	3	0			7	550,882	
(2) 支出総額 （表1400の合計額）	0	4	0			7	734,259	
(3) 翌年への繰越額 （(1)－(2)）	0	5	0				12,883	

※収支がない場合であっても、上欄にはすべて記入すること。

２．収入項目別金額の内訳

					十億	百万	千	円
(1) 個人の負担する党費又は会費								
金額 A	0	6	0				288,000	
員数	0	7	0					288人

(2) 寄　附

ア 寄附（イを除く。）の区分	行番			十億	百万	千	円	備考
(ｱ) 個人からの寄附	0	8	0			419,	000	内訳を表0600へ記載すること。
〔うち特定寄附〕	0	9	0				0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	1	0	0				0	内訳を表0611へ記載すること。
(ｳ) 政治団体からの寄附	1	1	0				0	内訳を表0620へ記載すること。
小　計 (ｱ)＋(ｲ)＋(ｳ)	1	2	0			419,	000	
〔寄附のうち寄附のあっせんによるもの〕	1	3	0				0	内訳を表070□へ記載すること。
イ 政党匿名寄附	1	4	0				0	内訳を表1000へ記載すること。
合　計 B （ア＋イ）	1	5	0			419,	000	

※「特定寄附」とは、候補者等が、政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附したものをいう。
※「政党匿名寄附」とは、政党が街頭や講演会等で受けた一件千円以下の寄附をいう。

全団体必要

10 13
0	3	1	0

（その３）

注意(1)収入金額が1,000万円以上の政治資金パーティー（特定パーティー）については、本表のほか表1100も提出すること。
(2)20万円超の購入者がいる場合には、表12□1～12□3にその内容を記載すること。
また、あっせんによって20万円超の収入（売上）を集めた者がいる場合には、表13□1～13□3にあっせんの内容を記載すること。

（３）機関紙誌の発行その他の事業による収入（政治資金パーティー）

14 16	17 政治資金パーティーの名称 76	77 金額 88 十億	百万	千	円	開催年月日	開催場所（所在地及び施設名）
	おくの総一郎を囲む会		3	240	336	H25.4.7	千葉県佐倉市ユーカリが丘4-8-1 ウィシュトンホテル・ユーカリ
	おくの総一郎君を育てる会		3	603	546	H25.10.2	東京都港区芝公園2-5-20 メルパルク東京
800	この頁の小計		6	843	882		
900	合計 D		6	843	882		

10			13
0	6	0	0

(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その7）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）							寄附者の区分		個人		
14		16	17 寄附者の氏名 76	金額 十億	百万	千	円 88	年月日	89 住所 108	職業	備考
			内田きみゑ			100	000	H25.5.27	千葉県佐倉市馬渡1169-1	行政書士	
			園田小次郎			100	000	H25.8.27	千葉県佐倉市山崎354-1	弁護士	
8	0	0	この頁の小計			200	000				
8	1	0	その他の寄附			219	000				
9	0	0	合計			419	000				

※　年間５万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

※　数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

10 13

1	2		3

注意．対価の支払いが20万円超の政治団体がある場合に、パーティーごとに別葉にして記載すること。

（その11）　政 治 団 体

(11)政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳	政治資金パーティーの名称	おくの総一郎を囲む会
	対価の支払をした者の区分	政　治　団　体

14	15	16	対価の支払をした団体の名称 17〜76	77〜88 十億	百万	千	円	年月日	主たる事務所の所在地 89〜108	代表者の氏名	備考
			郵政政策研究会		1,	000,	000	H25.3.18	東京都港区六本木1-7-27	黒田 敏博	
			郵政政策研究会関東地方本部			300,	000	H25.3.29	さいたま市中央区新都心4-3	大澤 誠	
8	0	0	この頁の小計		1,	300,	000				
9	0	0	合計								

10 13

1	2		3

注意．対価の支払いが20万円超の政治団体がある場合に、パーティーごとに別葉にして記載すること。

（その11）　政 治 団 体

(11)政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳	政治資金パーティーの名称	おくの総一郎君を育てる会
	対価の支払をした者の区分	政　治　団　体

14	16	対価の支払をした団体の名称 17	76	77	88	年月日	主たる事務所の所在地 89	108	代表者の氏名	備考
				十億 百万 千 円						
		郵政政策研究会		1,000,000		H25.9.11	東京都港区六本木1-7-27		黒田 敏博	
8	0	0	この頁の小計		1,000,000 /					
9	0	0	合計		2,300,000 /					

10 13

1	4	0	0

（その13）

注意　：　支出が存在する場合は、下表に従い必要書類を添付すること（詳細については別紙その14、その15及び表1500の注意書きを参照）。

団体区分	例規に定める金額		資金管理団体（その14）	政治資金団体（その15）	政治活動費団体（表1500）
国会議員関係政治団体	1件1万円を超える支出	1コピー機により複写した領収書の写しを添付	必要	必要	政治資金パーティーを開催した場合に必要
上記以外の政治団体（資金管理団体・地方議員等）	1件5万円以上の支出		不要 ※資金管理団体は必要		

3．支出項目別金額の内訳

（1）支出の総括表

項目				金額（十億 百万 千 円）	備考
1　経常経費	0	1	0		
(1) 人件費	0	1	0	1,369,843	
(2) 光熱水費	0	2	0	0	
(3) 備品・消耗品費	0	3	0	448,789	
(4) 事務所費	0	4	0	1,566,300	
小　計　((1)～(4))	8	0	0	3,384,932	
2　政治活動費	0	5	0		
(1) 組織活動費	0	5	0	1,048,120	うち本部・支部間の交付金　円
(2) 選挙関係費	0	6	0	10,000	うち本部・支部間の交付金　円
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費※計	0	7	0	2,428,235	うち本部・支部間の交付金　円
（内訳）ア　機関紙誌の発行事業費	0	8	0	0	うち本部・支部間の交付金　円
（内訳）イ　宣伝事業費	0	9	0	37,800	うち本部・支部間の交付金　円
（内訳）ウ　政治資金パーティー開催事業費	1	0	0	2,390,435	うち本部・支部間の交付金　円
（内訳）エ　その他の事業費	1	1	0	0	うち本部・支部間の交付金　円
(4) 調査研究費	1	2	0	52,972	うち本部・支部間の交付金　円
(5) 寄附・交付金	1	3	0	810,000	うち本部・支部間の交付金　円
(6) その他の経費	1	4	0	0	うち本部・支部間の交付金　円
小　計　((1)～(6))	8	0	1	4,349,327	本部・支部間の交付金合計　円
合　計	9	0	0	7,734,259	

※本表070行には080行～110行（ア～エ）の合計を記入すること。

資金管理団体用
国会議員関係政治団体用

注意 (1)経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」 とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(5)金融機関等への振込による支出は、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14)

（２） 経常経費（人件費を除く。）の内訳						項目別区分	備品・消耗品費	
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
名刺印刷代			27	300	H25.4.1	オダカ印刷	千葉市中央区登戸2-12-13	
この頁の小計			27	300				
その他の支出			421	489				
合計			448	789				

※ １件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

資金管理団体用
国会議員関係政治団体用

注意 (1)経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」 とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(5)金融機関等への振込による支出は、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14)

（２） 経常経費（人件費を除く。）の内訳						項目別区分	事務所費		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考	
コピー機パフォーマンスチャージ			10	212	H25.1.7	リコージャパン株式会社	東京都中央区銀座8-13-1		
コピー機パフォーマンスチャージ			12	491	H25.3.5	リコージャパン株式会社	東京都中央区銀座8-13-1		
コピー機パフォーマンスチャージ			28	122	H25.4.2	リコージャパン株式会社	東京都中央区銀座8-13-1		
コピー機パフォーマンスチャージ			30	664	H25.5.10	リコージャパン株式会社	東京都中央区銀座8-13-1		
コピー機パフォーマンスチャージ			11	573	H25.6.18	リコージャパン株式会社	東京都中央区銀座8-13-1		
コピー機パフォーマンスチャージ			15	167	H25.7.10	リコージャパン株式会社	東京都中央区銀座8-13-1		
コピー機パフォーマンスチャージ			21	292	H25.11.5	リコージャパン株式会社	東京都中央区銀座8-13-1		
コピー機パフォーマンスチャージ			10	743	H25.11.7	リコージャパン株式会社	東京都中央区銀座8-13-1		
コピー機パフォーマンスチャージ			37	734	H25.12.5	リコージャパン株式会社	東京都中央区銀座8-13-1		
コピー機リース料			10	500	H25.1.11	リコーリース株式会社	東京都江東区東雲1-7-12		
コピー機リース料			10	500	H25.1.31	リコーリース株式会社	東京都江東区東雲1-7-12		
コピー機リース料			10	500	H25.2.27	リコーリース株式会社	東京都江東区東雲1-7-12		
コピー機リース料			10	500	H25.3.5	リコーリース株式会社	東京都江東区東雲1-7-12		
この頁の小計			219	998					
その他の支出									
合計									

※ １件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

資金管理団体用
国会議員関係政治団体用

注意 (1)経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」 とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(5)金融機関等への振込による支出は、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14)

（２） 経常経費（人件費を除く。）の内訳					項目別区分	事務所費		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
コピー機リース料			10	500	H25.4.11	リコーリース株式会社	東京都江東区東雲1-7-12	
コピー機リース料			10	500	H25.5.12	リコーリース株式会社	東京都江東区東雲1-7-12	
コピー機リース料			10	500	H25.6.20	リコーリース株式会社	東京都江東区東雲1-7-12	
コピー機リース料			10	500	H25.7.12	リコーリース株式会社	東京都江東区東雲1-7-12	
コピー機リース料			10	500	H25.8.30	リコーリース株式会社	東京都江東区東雲1-7-12	
コピー機リース料			10	500	H25.10.3	リコーリース株式会社	東京都江東区東雲1-7-12	
コピー機リース料			12	600	H25.11.7	リコーリース株式会社	東京都江東区東雲1-7-12	
駐車場代			42	000	H25.2.28	小倉智夫	千葉市若葉区都賀の台4-26-10	
駐車場代			42	000	H25.7.5	いまでや酒店	千葉市若葉区都賀の台4-26-10	
レンタカー代			12	022	H25.7.31	株式会社トヨタレンタリース	千葉市美浜区新港57	
電話代			18	603	H25.3.5	ソフトバンクテレコムパートナーズ株式会社	東京都港区東新橋1-9-1	
電話代			18	603	H25.4.2	ソフトバンクテレコムパートナーズ株式会社	東京都港区東新橋1-9-1	
電話代			55	108	H25.6.18	ソフトバンクテレコムパートナーズ株式会社	東京都港区東新橋1-9-1	
この頁の小計			263	936				
その他の支出								
合計								

※ １件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

資金管理団体用
国会議員関係政治団体用

注意 (1)経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」 とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(5)金融機関等への振込による支出は、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

（その14）

（２） 経常経費（人件費を除く。）の内訳					項目別区分	事務所費		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
電話代			22	253	H25.6.18	ソフトバンクテレコムパートナーズ株式会社	東京都港区東新橋1-9-1	
電話代			11	987	H25.6.18	ソフトバンクテレコムパートナーズ株式会社	東京都港区東新橋1-9-1	
電話代			11	929	H25.7.18	ソフトバンクテレコムパートナーズ株式会社	東京都港区東新橋1-9-1	
電話代			16	419	H25.1.8	ＮＴＴファイナンス株式会社	東京都港区芝浦1-2-1	
電話代			51	555	H25.1.10	ＮＴＴファイナンス株式会社	東京都港区芝浦1-2-1	
電話代			17	191	H25.1.10	ＮＴＴファイナンス株式会社	東京都港区芝浦1-2-1	
電話代			11	695	H25.2.1	ＮＴＴファイナンス株式会社	東京都港区芝浦1-2-1	
電話代			10	492	H25.7.10	ＮＴＴファイナンス株式会社	東京都港区芝浦1-2-1	
電話代			15	745	H25.1.8	ソフトバンクモバイル株式会社	東京都港区東新橋1-9-1	
電話代			11	156	H25.3.11	ソフトバンクモバイル株式会社	東京都港区東新橋1-9-1	
電話代			10	993	H25.4.11	ソフトバンクモバイル株式会社	東京都港区東新橋1-9-1	
電話代			10	643	H25.5.31	ソフトバンクモバイル株式会社	東京都港区東新橋1-9-1	
電話代			10	912	H25.11.7	ソフトバンクモバイル株式会社	東京都港区東新橋1-9-1	
この頁の小計			212	970				
その他の支出								
合計								

※ １件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

資金管理団体用
国会議員関係政治団体用

注意 (1)経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」 とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(5)金融機関等への振込による支出は、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

（その14）

（２） 経常経費（人件費を除く。）の内訳						項目別区分	事務所費	
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
電話代			10	013	H25.12.5	ソフトバンクモバイル株式会社	東京都港区東新橋1-9-1	
事務所家賃			15	000	H25.1.31	民主党千葉県第九区総支部	千葉県佐倉市西志津1-20-4	
事務所家賃			15	000	H25.2.28	民主党千葉県第九区総支部	千葉県佐倉市西志津1-20-4	
事務所家賃			15	000	H25.3.29	民主党千葉県第九区総支部	千葉県佐倉市西志津1-20-4	
事務所家賃			15	000	H25.4.30	民主党千葉県第九区総支部	千葉県佐倉市西志津1-20-4	
事務所家賃			15	000	H25.5.31	民主党千葉県第九区総支部	千葉県佐倉市西志津1-20-4	
事務所家賃			15	000	H25.6.30	民主党千葉県第九区総支部	千葉県佐倉市西志津1-20-4	
事務所家賃			15	000	H25.7.31	民主党千葉県第九区総支部	千葉県佐倉市西志津1-20-4	
事務所家賃			15	000	H25.8.30	民主党千葉県第九区総支部	千葉県佐倉市西志津1-20-4	
事務所家賃			15	000	H25.9.30	民主党千葉県第九区総支部	千葉県佐倉市西志津1-20-4	
事務所家賃			15	000	H25.10.31	民主党千葉県第九区総支部	千葉県佐倉市西志津1-20-4	
事務所家賃			15	000	H25.11.29	民主党千葉県第九区総支部	千葉県佐倉市西志津1-20-4	
事務所家賃			15	000	H25.12.27	民主党千葉県第九区総支部	千葉県佐倉市西志津1-20-4	
この頁の小計			190	013				
その他の支出								
合計								

※ １件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

資金管理団体用
国会議員関係政治団体用

注意 (1)経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」 とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(5)金融機関等への振込による支出は、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

（その14）

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳　　**項目別区分**　事務所費

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
インターン登録料			52,	500	H25. 2. 22	特定非営利活動法人ドットジェイピー	東京都千代田区一番町23-2	
監査料			105,	000	H25. 7. 12	森嶋康長	千葉県船橋市湊町2-1-2	
この頁の小計			157,	500				
その他の支出			521,	883				
合計			1, 566,	300				

※ １件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表１５００へ記載すること。
(2) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4) 金融機関等への振込による支出は、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（例）組織活動費（大　会　費）　選挙関係費（公認推薦料）　機関紙誌発行事業費（印刷費）　宣伝事業費（ビラ等作成費）　その他の事業費（講演会開催費）　寄附・交付金（寄附金）
〃　（行　事　費）　〃　（陣中見舞）　〃　（原稿料）　〃　（新聞等広告料）　〃　（パザー開催費）　〃　（支部交付金）
〃　（組織対策費）　〃　（選挙対策費）　〃　（発送費）　〃　（宣伝用自動車の購入・維持費）　〃　（賛助金）
〃　（交　際　費）　〃　（人件費）　調査研究費（研修会費）　その他の経費（借入金返済）
〃　（渉　外　費）　〃　（遊　説　費）　〃　（書籍購入費）　〃　（貸付金）

（その15）

→ ※上記例を参照の上、項目を記載すること。例：組織活動費（大会費）

（２）　政治活動費の内訳

項目別区分　組織活動費　（行事費）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
会場費			21,	000	H25.12.6	八街商工会議所	八街市八街ほ224	
この頁の小計			21,	000				
その他の支出			15,	000				
合　計			36,	000				

※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表１５へ記載すること。
(2) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4) 金融機関等への振込による支出は、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（例）組織活動費（大会費）〃（行事費）〃（組織対策費）〃（交際費）〃（渉外費）　選挙関係費（公認推薦料）〃（陣中見舞）〃（選挙対策費）　機関紙誌発行事業費（印刷費）〃（原稿料）〃（発送費）〃（人件費）　宣伝事業費（ビラ等作成費）〃（新聞等広告料）〃（宣伝用自動車の購入・維持費）〃（遊説費）　その他の事業費（講演会開催費）〃（バザー開催費）　調査研究費（研修会費）〃（書籍購入費）　寄附・交付金（寄附金）〃（支部交付金）〃（賛助金）　その他の経費（借入金返済）〃（貸付金）

(その15)　(4)支出の目的は具体的に記入すること。　→ ※上記例を参照の上、項目を記載すること。例：組織活動費（大会費）

（２） 政治活動費の内訳

項目別区分　組織活動費　（交際費）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
会費			15	000	H25.1.29	(社)千葉県自動車整備振興会千葉東支部	千葉市美浜区新港156	
会費			12	000	H25.2.4	(社)実践倫理宏正佐倉分所	千葉県八千代市勝田台1-4-20	
祝電			13	920	H25.4.23	日本郵便株式会社	東京都千代田区霞が関1-3-2	
祝電			17	400	H25.4.9	日本郵便株式会社	東京都千代田区霞が関1-3-2	
会費			15	000	H25.9.5	JP労組千葉連絡協議会	千葉市中央区中央2-9-10	
会費			20	000	H25.10.28	大串ひろし君を囲む会	東京都千代田区永田町2-2-1	
祝電			36	280	H25.11.19	日本郵便株式会社	東京都千代田区霞が関1-3-2	
この頁の小計			129	600				
その他の支出			882	520				
合計			1,012	120				

※ １件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表１５００へ記載すること。
(2) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4) 金融機関等への振込による支出は、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（例）組織活動費（大　会　費）　〃（行　事　費）　〃（組織対策費）　〃（交　際　費）　〃（渉　外　費）
選挙関係費（公認推薦料）　〃（陣中見舞）　〃（選挙対策費）
機関紙誌発行事業費（印刷費）　〃（原稿料）　〃（発送費）　〃（人件費）
宣伝事業費（ビラ等作成費）　〃（新聞等広告料）　〃（宣伝用自動車の購入・維持費）　〃（遊　説　費）
その他の事業費（講演会開催費）　〃（バザー開催費）　調査研究費（研修会費）　〃（書籍購入費）
寄附・交付金（寄附金）　〃（支部交付金）　〃（賛助金）　その他の経費（借入金返済）　〃（貸付金）

(その15)　(4)支出の目的は具体的に記入すること。　→ ※上記例を参照の上、項目を記載すること。例：組織活動費（大会費）

（２）　政治活動費の内訳

項目別区分　選挙関係費　（陣中見舞　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
この頁の小計				0				
その他の支出			10	000				
合　計			10	000				

※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
・　なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表１５００へ記載すること。
(2) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4) 金融機関等への振込による支出は、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（例）組織活動費（大　会　費）　選挙関係費（公認推薦料）　機関紙誌発行事業費（印刷費）　宣伝事業費（ビラ等作成費）　その他の事業費（講演会開催費）　寄附・交付金（寄附金）
〃　（行　事　費）　〃　（陣中見舞）　〃　（原稿料）　〃　（新聞等広告料）　〃　（パザー開催費）　〃　（支部交付金）
〃　（組織対策費）　〃　（選挙対策費）　〃　（発送費）　〃　（宣伝用自動車の　　〃　（賛助金）
〃　（交　際　費）　〃　（人件費）　購入・維持費）　調査研究費（研修会費）　その他の経費（借入金返済）
〃　（渉　外　費）　〃　（遊　説　費）　〃　（書籍購入費）　〃　（貸付金）

（その15）

→ ※上記例を参照の上、項目を記載すること。例：組織活動費（大会費）

（２）　政治活動費の内訳

項目別区分　宣伝事業費　（ビラ等作成費　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
この頁の小計				0				
その他の支出			37	800				
合計			37	800				

※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表１５００へ記載すること。
(2) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4) 金融機関等への振込による支出は、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（例）組織活動費（大　会　費）　選挙関係費（公認推薦料）　機関紙誌発行事業費（印刷費）　宣伝事業費（ビラ等作成費）　その他の事業費（講演会開催費）　寄附・交付金（寄附金）
〃　（行　事　費）　〃　（陣中見舞）　〃　（原稿料）　〃　（新聞等広告料）　〃　（パザー開催費）　〃　（支部交付金）
〃　（組織対策費）　〃　（選挙対策費）　〃　（発送費）　〃　（宣伝用自動車の　　〃　（賛助金）
〃　（交　際　費）　〃　（人件費）　購入・維持費）　調査研究費（研修会費）　その他の経費（借入金返済）
〃　（渉　外　費）　〃　（遊　説　費）　〃　（書籍購入費）　〃　（貸付金）

(その15)　(4)支出の目的は具体的に記入すること。　→ ※上記例を参照の上、項目を記載すること。例：組織活動費（大会費）

（２）　政治活動費の内訳

項目別区分　調査研究費　（書籍購入費）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
この頁の小計				0				
その他の支出			52	972				
合　計			52	972				

※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表１５００へ記載すること。
(2) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4) 金融機関等への振込による支出は、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(例) 組織活動費（大会費）　〃（行事費）　〃（組織対策費）　〃（交際費）　〃（渉外費）
選挙関係費（公認推薦料）　〃（陣中見舞）　〃（選挙対策費）
機関紙誌発行事業費（印刷費）　〃（原稿料）　〃（発送費）　〃（人件費）
宣伝事業費（ビラ等作成費）　〃（新聞等広告料）　〃（宣伝用自動車の購入・維持費）　〃（遊説費）
その他の事業費（講演会開催費）　〃（バザー開催費）　調査研究費（研修会費）　〃（書籍購入費）
寄附・交付金（寄附金）　〃（支部交付金）　〃（賛助金）　その他の経費（借入金返済）　〃（貸付金）

(その15)　(4)支出の目的は具体的に記入すること。　→ ※上記例を参照の上、項目を記載すること。例：組織活動費（大会費）

（２） 政治活動費の内訳

項目別区分　寄附・交付金　（寄附金　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
寄附			60	000	H25.1.7	鈴木陽介を育てる会	千葉県四街道市和良比915-3	
寄附			30	000	H25.1.31	鈴木陽介を育てる会	千葉県四街道市和良比915-3	
寄附			30	000	H25.2.12	鈴木陽介を育てる会	千葉県四街道市和良比915-3	
寄附			30	000	H25.3.18	鈴木陽介を育てる会	千葉県四街道市和良比915-3	
寄附			30	000	H25.4.12	鈴木陽介を育てる会	千葉県四街道市和良比915-3	
寄附			30	000	H25.5.24	鈴木陽介を育てる会	千葉県四街道市和良比915-3	
寄附			30	000	H25.6.14	鈴木陽介を育てる会	千葉県四街道市和良比915-3	
寄附			30	000	H25.7.11	鈴木陽介を育てる会	千葉県四街道市和良比915-3	
寄附			30	000	H25.8.1	鈴木陽介を育てる会	千葉県四街道市和良比915-3	
寄附			30	000	H25.9.25	鈴木陽介を育てる会	千葉県四街道市和良比915-3	
寄附			30	000	H25.10.21	鈴木陽介を育てる会	千葉県四街道市和良比915-3	
寄附			30	000	H25.11.5	鈴木陽介を育てる会	千葉県四街道市和良比915-3	
寄附			30	000	H25.12.4	鈴木陽介を育てる会	千葉県四街道市和良比915-3	
この頁の小計			420	000				
その他の支出				0				
合計								

※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表１５００へ記載すること。
(2) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4) 金融機関等への振込による支出は、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(例) 組織活動費(大会費) 〃(行事費) 〃(組織対策費) 〃(交際費) 〃(渉外費)
選挙関係費(公認推薦料) 〃(陣中見舞) 〃(選挙対策費)
機関紙誌発行事業費(印刷費) 〃(原稿料) 〃(発送費) 〃(人件費)
宣伝事業費(ビラ等作成費) 〃(新聞等広告料) 〃(宣伝用自動車の購入・維持費) 〃(遊説費)
その他の事業費(講演会開催費) 〃(バザー開催費) 調査研究費(研修会費) 〃(書籍購入費)
寄附・交付金(寄附金) 〃(支部交付金) 〃(賛助金)
その他の経費(借入金返済) 〃(貸付金)

(その15)　(4)支出の目的は具体的に記入すること。　→ ※上記例を参照の上、項目を記載すること。例:組織活動費（大会費）

（２） 政治活動費の内訳

項目別区分　寄附・交付金　（寄附金　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
寄附			30	000	H25.1.23	高木大輔後援会	千葉県佐倉市上志津1599-6	
寄附			30	000	H25.2.12	高木大輔後援会	千葉県佐倉市上志津1599-6	
寄附			30	000	H25.3.19	高木大輔後援会	千葉県佐倉市上志津1599-6	
寄附			30	000	H25.4.11	高木大輔後援会	千葉県佐倉市上志津1599-6	
寄附			30	000	H25.5.17	高木大輔後援会	千葉県佐倉市上志津1599-6	
寄附			30	000	H25.6.19	高木大輔後援会	千葉県佐倉市上志津1599-6	
寄附			30	000	H25.7.12	高木大輔後援会	千葉県佐倉市上志津1599-6	
寄附			30	000	H25.8.1	高木大輔後援会	千葉県佐倉市上志津1599-6	
寄附			30	000	H25.9.13	高木大輔後援会	千葉県佐倉市上志津1599-6	
寄附			30	000	H25.10.21	高木大輔後援会	千葉県佐倉市上志津1599-6	
寄附			30	000	H25.11.5	高木大輔後援会	千葉県佐倉市上志津1599-6	
寄附			30	000	H25.12.16	高木大輔後援会	千葉県佐倉市上志津1599-6	
この頁の小計			360	000				
その他の支出			30	000				
合計			810	000				

※ １件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1) 本表には、政治資金パーティー開催事業費について、パーティーごとに別葉にして記載すること。
(2) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4) 金融機関等への振込による支出は、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

10 13
1500
（その15）

（3） 政治活動費の内訳　　項目別区分 政治資金パーティー開催事業費　（パーティーの名称： おくの総一郎を囲む会 ）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
案内状郵送			29,315	H25.3.13	日本郵便株式会社	東京都千代田区霞ヶ関1-3-2	
案内状郵送			19,975	H25.3.13	日本郵便株式会社	東京都千代田区霞ヶ関1-3-2	
司会料			20,000	H25.4.7	仲田佐和	千葉県佐倉市中志津4-14-14	
出演料			30,000	H25.4.7	西志津お囃子友の会	千葉県佐倉市西志津5-10-11	
会場費		1	568,385	H25.4.13	ウィシュトンホテル・ユーカリ	千葉県佐倉市ユーカリが丘4-8-1	
案内状一式			94,500	H25.4.30	オダカ印刷	千葉市中央区登戸2-12-13	
この頁の小計		1	762,175				
その他の支出			0				
900 合計							

14 16 77 88

※１ １件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

※２ 複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とし、最後のページにのみ「合計」を記載すること。

注意 (1) 本表には、政治資金パーティー開催事業費について、パーティーごとに別葉にして記載すること。
(2) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4) 金融機関等への振込による支出は、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

10 13
1500
（その15）

（３） 政治活動費の内訳　　項目別区分 政治資金パーティー開催事業費　（パーティーの名称： おくの総一郎君を育てる会 ）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万		円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
案内状郵送			57,	600	H25. 9. 6	日本郵便株式会社	東京都千代田区霞が関1-3-2	
会場費			355,	410	H25. 10. 25	メルパルク東京	東京都港区芝公園2-5-20	
案内状一式			115,	500	H25. 10. 31	株式会社集賛舎	千葉市中央区生実町2498-8	
記念品			99,	750	H25. 10. 31	有限会社樫浦商店	千葉市中央区中央3-12-12	
この頁の小計			628,	260				
その他の支出				0				
900 合計			2, 390,	435				

14 16 77 88

※１ １件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

※２ 複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とし、最後のページにのみ「合計」を記載すること。

10 13
1600

注意(1)すべての団体が提出するものであること。
(2)団体としての資産等について記載するものであり、全ての項目について有・無のいずれかに「✓」を付すこと。
(3)「有」欄に✓を付けた資産等については、その内訳を表17□□に記載すること。

(その17)

資　産　等　の　状　況

全団体必要

1　資産等の総括表

資産等の有無				
資産等の項目別区分	14	有 ※注(3)参照 88	無	備考
ア　土地	010	□	☑	
イ　建物	020	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	030	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	040	□	☑	
オ　預金(普通預金及び当座預金を除く。)若しくは貯金(普通貯金を除く。)又は郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)	050	□	☑	
カ　金銭信託	060	□	☑	
キ　有価証券	070	□	☑	
ク　出資による権利	080	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	090	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	100	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	110	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	120	□	☑	

全団体必要

（その20）

全団体必要

宣　　誓　　書

添　付　書　類（別添のとおり）

☑ 領収書等の写し

☑ 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

※添付した書類の「□」に「✓」を付すこと。

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成２６年　５　月　２５日

政治団体の名称　**おくの総一郎後援会**

会計責任者の氏名　**中野　あかね**　印

※解散の場合以外は、代表者の氏名は記入しないこと（通常は未記入となります。）。

（代表者の氏名　　印）

※解散の場合は、解散届も必要となります。

全団体必要

政治資金監査報告書

平成２６年５月２５日

おくの総一郎後援会
代表　奥野　總一郎　　殿

登録政治資金監査人
森嶋 康夫

登録番号　第2586号
研修終了年月日　平成２１年　６月29日

１　監査の概要

（１）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、おくの総一郎後援会の平成２５年１月１日から平成２５年１２月３１日までの法第 12 条第１項に規定する報告書並びに当該報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書（以下「会計帳簿等の関係書類」という。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成した会計帳簿等の関係書類について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）この政治資金監査は、おくの総一郎後援会の主たる事務所において行った。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等及び振込明細書が保存されていた。

（２）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出がないため該当なし。

３　業務制限

おくの総一郎後援会と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、おくの総一郎後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上